

【まとめ】

介護予防・日常生活支援総合事業 資料より

「訪問型サービスA」について

訪問型サービスA

緩和した基準による訪問型サービスAとは

介護予防訪問介護の人員・設備・運営の基準から「**人員基準に関する基準**」について緩和し、訪問型サービスとして「**生活援助**」に限りサービス提供できるようにするもの

緩和する人員基準①(従事者の資格の緩和)

・・・資格に関する部分を緩和・・・

資格を持っていない方（**高齢者や主婦・主夫等**）でも**参加できる場**となるように、**市が実施する研修の要件**を設け、**多様なサービス提供主体**により**訪問型サービス**を行えるようにするもの

緩和する人員基準②

②人員配置に関する部分を緩和

介護予防訪問型サービス事業所と一体的に運営することにより、管理者・サービス提供責任者を兼務することが可能となり、実質の人員としては従事者を確保することで、無理なく事業参入・運営を行えるように緩和した人員配置基準を定める。

緩和する人員基準③（サービス提供(サービスA)責任者)

③訪問型サービスA事業所として、サービス提供責任者の兼務ではなく、新たにサービスA責任者を配置する場合の資格要件の緩和。

※介護予防訪問型サービス(予防給付相当)基準の緩和はなし。

- 2年以上かつ360日以上介護等の実務経験があり、介護職員初任者研修課程又は旧ホームヘルパー2級課程を修了した者を、従事者のうちで訪問型サービスA利用者4人に対して0.1人以上（常勤換算方法）置くこととする。
- 介護予防訪問型サービス事業所と一体的な運営をする中で、サービス提供責任者はサービスA責任者の業務を監督するものとする。
- サービスA責任者が介護福祉士の資格を有さない場合は、介護福祉士の受験資格を満了した時点で、事業所として資格を取得させるよう努めるものとする。

介護予防訪問型サービス事業所との一体的な運営

一体的な運営により、無理なく事業所運営を行えるように緩和をする人員配置基準

介護予防訪問型サービス

★管理者 常勤・専従1以上

★サービス提供責任者

※常勤の訪問介護員等のうち、利用者40人に1人以上
(一部非常勤可)

【資格要件:介護福祉士、実務研修修了者、3年以上介護等の業務に従事した介護職員初任者研修等修了者】

※サービス提供責任者の数は事業所利用者の合計数で必要数を計算します。

★訪問介護員等 常勤換算2.5以上(資格要件:介護福祉士、介護職員初任者研修等修了者)

訪問型サービスA

★管理者(1人以上)

一体型で運営している場合かつ、業務に支障がない場合に限り、介護予防訪問型サービス事業所の基準を満たしていれば、当該サービスの基準を満たしているとみなされます。

★サービスA責任者 1人以上必要数

サービスA責任者とは①又は②に該当する者

①介護予防訪問型サービスのサービス提供責任者

②2年以上かつ360日以上介護等の実務経験があり、介護職員初任者研修課程又は旧ホームヘルパー2級課程を修了した者

※従事者のうち、利用者4人に0.1人以上
(常勤換算方法)

★従事者 1人以上必要数

※従事者とは訪問サービスの従事者として、雇用契約により事業所に所属する①又は②に該当する者

①市の研修を修了した者(高齢者や主婦・主夫等)

②有資格者(訪問介護員等の資格要件に加え、旧ホームヘルパー3級課程修了者)

事業参入が可能な事業所	平成28年10月1日の総合事業開始時前までに介護予防訪問介護事業所の指定を受けている者
利用対象者	事業対象者を中心に比較的軽度の要支援者まで
提供内容	一般的な調理・掃除・洗濯・買い物等、訪問介護の生活援助に準ずるもの(老計第10号) (1回の訪問で1~2つの生活援助内容を提供できることを想定)
実施方法	事業者指定制度による国保連での審査・支払い
利用者負担及び利用回数(単位数)の制限	<ul style="list-style-type: none">・介護給付の利用者負担割合(1割・2割)と同率・利用者の状況にあわせ、1ヶ月あたりの利用回数制限を単位数で設定。詳細はコード表に準じる。 事業対象者及び要支援1： 800単位まで 要支援2： 1,600単位まで (初回加算の単位数は含めない)

「老計第10号」に定める生活援助とは？

生活援助

生活援助とは、身体介護以外の訪問介護であって、掃除、洗濯、調理などの日常生活の援助（そのために必要な一連の行為を含む）であり、利用者が単身、家族が障害・疾病などのため、本人や家族が家事を行うことが困難な場合に行われるものをいう。（生活援助は、本人の代行的なサービスとして位置付けることができ、仮に、介護等を要する状態が解消されたとしたならば、本人が自身で行うことが基本となる行為であるといえることができる。）

※ 次のような行為は生活援助の内容に含まれないものであるので留意すること。

[1] 商品の販売・農作業等生業の援助的な行為 [2] 直接、本人の日常生活の援助に属しないと判断される行為

0 サービス準備等

（サービス準備は、生活援助サービスを提供する際の事前準備等として行う行為であり、状況に応じて以下のようなサービスを行うものである。）

項目

具体的な内容

1 健康チェック	利用者の安否確認、顔色等のチェック
2 環境整備	換気、室温・日あたりの調整等
3 相談援助、情報収集・提供	
4 サービスの提供後の記録等	
5 掃除	居室内やトイレ、卓上等の清掃、ゴミ出し、準備・後片づけ
6 洗濯	洗濯機または手洗いによる洗濯、洗濯物の乾燥（物干し）、洗濯物の取り入れと収納、アイロンがけ
7 ベッドメイク	利用者不在のベッドでのシーツ交換、布団カバーの交換等
8 衣類の整理・被服の補修	衣類の整理（夏・冬物等の入れ替え等）、被服の補修（ボタン付け、破れの補修等）
9 一般的な調理、配下膳	配膳、後片づけのみ、一般的な調理
10 買い物・薬の受け取り	日用品等の買い物（内容の確認、品物・釣り銭の確認を含む）、薬の受け取り

介護予防訪問型サービスと訪問型サービスAの比較①

提供できるサービス内容

老計第10号に定める生活援助

- ・・・一般的な調理・掃除・洗濯・買い物等の訪問介護における生活援助に準ずるもの

サービス提供者（訪問介護員・従事者）

○介護予防訪問型サービス

訪問介護員による身体介護・生活援助のサービス提供が可能
（提供するサービス内容で月額報酬が異なる）

○訪問型サービスA

従事者（①市の研修を修了した者 ②訪問介護員等の資格要件に加え、旧ホームヘルパー3級の有資格者）による生活援助のみのサービス提供が可能

介護予防訪問型サービスと訪問型サービスAの比較②

サービス対象とする利用者

○介護予防訪問型サービス

要支援2・要支援1・事業対象者のすべての状態像の方を対象とし、介護予防支援（介護予防ケアマネジメント）により、サービス提供の必要性を認められる方を対象とする。

（**現行の介護予防訪問介護利用者と同程度の方**）

○訪問型サービスA

事業対象者を中心として、比較的軽度な要支援者までの状態像の方で、身のまわりのことは自分でできるが家事等に何らかの支援が必要な方を対象とする。

（**1回の訪問で1～2つの生活援助内容を行うことで生活の維持・向上が期待できる方**）

介護予防訪問型サービスと訪問型サービスAの比較③

Q. 両サービスとも提供できるサービス内容は同じだが、利用するサービスはどう決めるのか？

総合事業の開始時に今まで利用していたヘルパーさんを変えることなく利用継続できるように、現在の要支援者（状態像に関わらず）については介護予防訪問型サービスを利用することができます。

一方、新たに事業対象者となる方・比較的軽度の要支援の方については訪問型サービスAの利用から検討することになります。ケアマネジメントの結果により介護予防訪問型サービスの利用も可能です。

利用者様の希望とケアマネジメントにより、どちらのサービスを利用するかを決定します。

※生活援助のみの介護予防訪問型サービス利用者を、一律に訪問型サービスAの利用者へ変更するものではありません。

介護予防訪問型サービスと訪問型サービスAの比較④

訪問型サービスAの利用（例）

- 日常の掃除機を利用した掃除は可能だが、しゃがみながらの水回りの掃除等ができない。
- 洗濯機を使用して洗濯まではできるが、洗濯物干しができない。
- 調理はできるが、専門的な知識を必要としなくても行える調理の下ごしらえ（固い物を切り、ゆでて冷凍しておく等）ができない。
- 買い物はできるが、重たい物を運べないため買うことができない。
- 日常のゴミをまとめられるが、重たくて運べない。 …等々

上記の利用（例）などのケースで、利用の限度単位／月の範囲で利用できる方について、1回あたりの報酬単価を利用回数に応じて月まとめて算定する。

	事業対象者・要支援1	要支援2
利用できる上限単位数／月	800単位／月	1,600単位／月

介護予防訪問型サービスと訪問型サービスAの比較⑤

Q. 両サービスとも提供できるサービス内容は同じだが、訪問型サービスAを新設する意味とは？

藤沢市では、総合事業の開始に伴い基本チェックリストによる「事業対象」の区分が新設されることで、サービスの利用者数は拡大すると考えています。

現在要支援認定をお持ちでない方で、「事業対象」に該当する方が拡大する利用者となり、今まで以上に訪問介護相当事業（介護予防訪問型サービスや訪問型サービスA等）に従事する方、またサービスの必要性が高まってきます。

今後、高齢者数の増加に伴い同事業を必要な方の数も増加していくことが見込まれる状況の中で、事業対象者（比較的軽度な要支援者）の生活援助については新たな担い手による訪問型サービスAの提供を行い、有資格者は有資格者のみが行える身体介護業務に比重をシフトしながら、有資格者の専門性を活かして新たな担い手の育成に力を発揮していただくことが必要になると考えています。事業所にとって、訪問型サービスAへの事業参入が訪問型サービス全体としての人材の確保につながるような制度設計をしています。

新たな担い手の創出 ～研修イメージ～

ステップ1

藤沢型地域包括ケア
の周知(地域づくり)
↓
意欲のある高齢者等
の社会参加を促進



ステップ2

市が実施する
研修へ参加
↓
基礎知識の習得



ステップ3

研修修了証を持参し、
事業所へ面接
↓
雇用契約を締結

研修概要(案)

- 研修の費用は無料（テキスト代等の実費負担あり）。
- 市が実施する研修の時間数は5日程度（実習含む）。
- 研修修了の段階で、研修修了者へ受入可能な事業所を紹介等。
- 事業所は面接後、研修修了者と**雇用契約を締結**。
- 対象者は市内在住・在学・在勤の方。
- 有資格者（旧ホームヘルパー3級以上の研修修了者）も受講可能。

申請等手続きとサービスコード関係について

藤沢市訪問型サービス (第1号訪問事業)

〈介護予防訪問型サービス〉

指定申請・届出	報酬関係		
	サービスコード	地域単価	
		市内事業所	市外事業所
平成27年3月31日までに介護予防訪問介護の指定を受けた事業者（みなし指定）	A2-1 A2-2	藤沢市の単価 10.84円	藤沢市の単価 10.84円
平成27年4月1日から平成28年9月30日までの間に介護予防訪問介護の指定を受けた事業者			
平成28年9月30日までに介護予防訪問介護の指定を受けた事業者で、訪問型サービスAについて事業参入する事業者	A3	10.00円	

○指定申請・変更届

介護予防訪問介護の指定を受けた日・運営するサービスの種類・事業所の所在地により、申請・届出の種類や使用するサービスコードが異なるので注意が必要。

○サービスコード・地域単価（請求時に使用）

藤沢市訪問型サービスにおけるサービスコードはA2とA3を利用する。介護予防訪問型サービスの地域単価は市内・市外事業者ともに藤沢市の単価を用いる。訪問型サービスAの単価は10.00円を用いる。

※各種申請・届出の詳細、サービスコード表等については、藤沢市HPに随時掲載していく予定。

国民健康保険団体連合会への請求(サービスコード)について①

介護予防・日常生活支援総合事業におけるサービス種類の考え方について

II-資料3

(1) 訪問型サービスの場合

No.	サービス種類コード	サービス種類名	内容	サービスコード異動連絡票の送付
1	A1	訪問型サービス(みなし)	総合事業のみなし指定を受けた事業者が請求するサービス種類。※1	送付不要
2	A2	訪問型サービス(独自)	市町村が独自に単位数・地域単価を規定するサービス種類。単位数・地域単価以外の内容は国が規定する内容とする。	市町村が作成して国保連へ送付
3	A3	訪問型サービス(独自/定率)	市町村が独自に内容を規定するサービス種類。利用者負担は定率。	
4	A4	訪問型サービス(独自/定額)	市町村が独自に内容を規定するサービス種類。利用者負担は定額。	

No.	サービス種類コード	ベースとなる予防給付	算定構造	単位数	地域単価(5ページ参照)	サービスコード	帳票等に出力するサービスコード名称	利用者負担	利用者負担割合・利用者負担額	支給限度額管理対象/対象外
1	A1	介護予防訪問介護	国が規定	国が規定	国が規定(事業所所在地に応じた地域単価)	国が規定	国が規定	定率	予防給付と同様※3	国が規定
2	A2			国が規定する単位数を上限として、市町村が規定 ※2	国が規定する地域単価から選択して市町村が規定					
3	A3	なし	市町村が規定	市町村が規定※6	国が規定するサービスコードから選択して規定	市町村が規定	定率	市町村が規定※4	市町村が規定	
4	A4						定額			

※1 平成27年3月31日時点で介護予防訪問介護の指定を受けている事業所を総合事業の指定を受けたものとして事業所異動連絡票情報を国保連に送付する。

※2 加算率を規定するサービスコードについては、国が規定する率と同じとする。

※3 A1・A2については、受給者異動連絡票情報に2割負担の情報を設定することで自動的に2割負担対象となる。

※4 A3・A4の利用者負担割合・利用者負担額を所得に応じて設定したい場合は、所得段階ごとのサービスコードを別々に設定する必要がある。

なお、国保連合会では各サービスコードの所得段階の審査を行わない。

※5 「市町村」と記載がある箇所は、広域連合及び政令市の場合は、保険者と読み替える。

※6 A3、A4については、率を規定するサービス(処遇改善加算、特地加算等のような〇〇%というサービス)及び単位数がマイナスになるサービスは設定できない。

国保連への請求(サービスコード)について②

サービス種別	サービスコード
介護予防訪問型サービス (現行の訪問介護相当) (みなし指定、平成27年4月1日以降)	A2-1 A2-2
訪問型サービスA (緩和された基準によるサービス)	A3

国保連への請求(サービスコード)について③

介護予防訪問型サービス (A2-1・A2-2)

みなし指定事業者・H27.4.1~H28.9.30指定事業者共通コード

・身体介護+生活援助 → **A2-1111**~ ...**A2-1**

・生活援助のみ → **A2-1121**~ ...**A2-2**

※加算・減算は、介護予防訪問介護と単位数・項目ともに変わらない。

※地域単価は、**10.84円**

(藤沢市内の事業所、藤沢市以外の事業所も共通の地域単価)

サービスコード		サービス内容略称	合成単位数	算定単位
種類	項目			
A2	1111	訪問型独自サービスI	1,168	1月につき
A2	1113	訪問型独自サービスI・初任	818	
A2	1114	訪問型独自サービスI・同一	1,051	
A2	1115	訪問型独自サービスI・初任・同一	736	
A2	2111	訪問型独自サービスI日割	38	1日につき
A2	2113	訪問型独自サービスI日割・初任	27	
⋮	⋮	⋮	⋮	⋮

国保連への請求(サービスコード)について④

訪問型サービスA(緩和した基準)(A3)

- ・30分未満、30~60分未満のそれぞれの利用組み合わせごとにサービスコードを設定
- ・同じ組み合わせでも、1割負担・2割負担でサービスコードが異なる

※加算は、初回加算のみ設ける。減算の設定は無し。

※地域単価は10.00円

※藤沢市以外の被保険者への当該サービス提供は想定していない。

※藤沢市外の事業所が当該(緩和した基準)サービスを提供することは想定していない。

訪問型サービスA		サービス内容略称	給付率	合成単位数	算定単位
サービスコード	項目				
種類	項目				
:	:	:	:	:	
A3	1027	訪問型サービスA(60分未満4回)	90%	800	1月につき ※1単位=10.00円
A3	1028	訪問型サービスA(60分未満4回)	80%	800	
A3	1031	訪問型サービスA(30分未満1回・60分未満1回)	90%	330	
A3	1032	訪問型サービスA(30分未満1回・60分未満1回)	80%	330	
A3	1033	訪問型サービスA(30分未満1回・60分未満2回)	90%	530	
A3	1034	訪問型サービスA(30分未満1回・60分未満2回)	80%	530	
A3	1035	訪問型サービスA(30分未満1回・60分未満3回)	90%	730	
A3	1036	訪問型サービスA(30分未満1回・60分未満3回)	80%	730	
A3	1037	訪問型サービスA(30分未満2回・60分未満1回)	90%	460	
A3	1038	訪問型サービスA(30分未満2回・60分未満1回)	80%	460	
A3	1039	訪問型サービスA(30分未満2回・60分未満2回)	90%	660	
A3	1040	訪問型サービスA(30分未満2回・60分未満2回)	80%	660	
:	:	:			
A3	1151	訪問型サービスA(初回加算)	90%	200	
A3	1152	訪問型サービスA(初回加算)	80%	200	

国保連への請求(サービスコード)について⑤

訪問型サービスA(緩和した基準)(A3) 請求時の注意点

●事業対象者Aさんが、「30分未満**2回**・60分未満**2回**」を利用した場合

- ・利用者負担割合**1割(給付率90%)**
- ・訪問型サービスAの利用上限(1月の**目安**)

(**事業対象者**・要支援1=**800単位**、要支援2=1,600単位)

○正しい請求・・・A3-1039(30分未満2回・60分未満2回) **660単位×1回**

×誤った請求・・・A3-1031(30分未満1回・60分未満1回) **330単位×2回**

※【**注意点**】A3サービスコードは、複数のコードを組み合わせることは**いけない**。

訪問型サービスA		サービス内容略称	給付率	合成単位数	算定単位
種類	項目				
：	：	：	：	：	
A3	1027	訪問型サービスA(60分未満4回)	90%	800	1月につき ※1単位=10.00円
A3	1028	訪問型サービスA(60分未満4回)	80%	800	
A3	1031	訪問型サービスA(30分未満1回・60分未満1回)	90%	330	
A3	1032	訪問型サービスA(30分未満1回・60分未満1回)	80%	330	
A3	1033	訪問型サービスA(30分未満1回・60分未満2回)	90%	530	
A3	1034	訪問型サービスA(30分未満1回・60分未満2回)	80%	530	
A3	1035	訪問型サービスA(30分未満1回・60分未満3回)	90%	730	
A3	1036	訪問型サービスA(30分未満1回・60分未満3回)	80%	730	
A3	1037	訪問型サービスA(30分未満2回・60分未満1回)	90%	460	
A3	1038	訪問型サービスA(30分未満2回・60分未満1回)	80%	460	
A3	1039	訪問型サービスA(30分未満2回・60分未満2回)	90%	660	
A3	1040	訪問型サービスA(30分未満2回・60分未満2回)	80%	660	
：	：	：			
A3	1151	訪問型サービスA(初回加算)	90%	200	
A3	1152	訪問型サービスA(初回加算)	80%	200	

介護予防・日常生活支援総合事業費明細書等の様式について①

I-資料8②

3 介護給付費明細書記載に関する事項（様式第二及び第二の二及び第三から第七の二まで、並びに様式八から第十まで）

(1) 共通事項

②サービス種類と介護給付費明細書様式の対応関係

4 介護予防・日常生活支援総合事業費明細書記載に関する事項（様式第二の三及び第七の三）

(1) 共通事項

②サービス種類と介護予防・日常生活支援総合事業費明細書様式の対応関係

区分	介護給付		予防給付		介護予防・日常生活支援総合事業	
	サービス種類	明細書様式	サービス種類	明細書様式	サービス種類	明細書様式
居宅サービス	訪問介護	様式第二	介護予防訪問介護	様式第二の二	訪問型サービス（みなし）	様式第二の三
	訪問入浴介護		介護予防訪問入浴介護		訪問型サービス（独自）	
	訪問看護		介護予防訪問看護		訪問型サービス（独自/定率）	
	訪問リハビリテーション		介護予防訪問リハビリテーション		訪問型サービス（独自/定額）	
	居宅療養管理指導		介護予防居宅療養管理指導		通所型サービス（みなし）	
	通所介護		介護予防通所介護		通所型サービス（独自）	
	通所リハビリテーション		介護予防通所リハビリテーション		通所型サービス（独自/定率）	
	福祉用具貸与		介護予防福祉用具貸与		通所型サービス（独自/定額）	
				その他の生活支援サービス（配食/定率）		
				その他の生活支援サービス（配食/定額）		
				その他の生活支援サービス（見守り/定率）		
				その他の生活支援サービス（見守り/定額）		
				その他の生活支援サービス（その他/定率）		
				その他の生活支援サービス（その他/定額）		
居宅介護支援・ 介護予防支援	居宅介護支援	様式第七	介護予防支援	様式第七の二	介護予防ケアマネジメント	様式第七の三

介護予防・日常生活支援総合事業費明細書 等の様式について②

- ◆ 様式第二の三（訪問型・通所型サービス）
- ◆ 様式第七の三（介護予防ケアマネジメント費）
- ◆ 様式第十一（給付管理票）

※別紙の資料に様式がありますので
ご確認ください。